

作成日 2022/03/02
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	耐熱ドライ潤滑スプレー
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
整理番号	M220304

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(聴覚器)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高压容器: 熱すると破裂のおそれ
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H371 中枢神経系の障害のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による聴覚器の障害のおそれ
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き 安全対策

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)

応急措置	取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
	取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
	屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
保管	環境への放出を避けること。(P273)
	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
	皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
廃棄	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
	気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
	皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
保管	眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
	漏出物を回収すること。(P391)
	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
廃棄	施錠して保管すること。(P405)
	日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)
	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
二硫化モリブデン	5.0～10.0%	MoS ₂	(1)-481	既存	1317-33-5
グラファイト	1.0～5.0%	C	不明	不明	7782-42-5
酸化亜鉛	1.0%未満	ZnO	(1)-561	既存	1314-13-2
酢酸n-ブチル	5.0～10.0%	CH ₃ COOC H ₂ CH ₂ C H ₂ CH ₃	(2)-731	既存	123-86-4
イソパラフィン	5.0～10.0%	不明	不明	不明	不明
1-ブタノール	1.0～5.0%	CH ₃ CH ₂ C H ₂ CH ₂ O H	(2)-3049	既存	71-36-3
プロパン	10.0～20.0%	CH ₃ CH ₂ C H ₃	(2)-3	既存	74-98-6
ブタン	45.0～55.0%	CH ₃ CH ₂ C H ₂ CH ₃	(2)-4	既存	106-97-8

ノナン(イソノナン,n-ノナン)	5.0～10.0%	CH ₃ (CH ₂) ₇ CH ₃	(2)-9	既存	不明
------------------	-----------	---	-------	----	----

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移し、体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要に応じて医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

大量の水および石鹼で洗い流す。
外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

眼に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。瞼の裏まで完全に洗うこと。

飲み込んだ場合

出来るだけ早く医師の診断を受けること。
無理に吐かせないで、医師の診断を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

5. 火災時の措置

消火剤

特有の消火方法

粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂
水を消火に用いてはならない。
可燃性のものを周囲から早く取り除く。
指定の消火剤を使用すること。
消火活動は風上より行う。
初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。
大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。
高温にさらされる密封容器は水を掛けて冷却する。
適切な保護具(耐熱性着衣)を着用する。

消火を行う者の保護

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業の際は適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。

除去方法

付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取り除く。
着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。
衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させ、大量の場合は盛り土で囲って流出を防止する。
容器からの漏れが止まらないときは、開放された危険性のない場所に運び出し放出する。
漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置をする。
風上から作業し、風下の人を退避させる。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	換気のよい場所で取り扱う。 周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)のものとする。 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。 取扱い場所の近くに緊急時に洗顔及び身体洗浄を行うための設備を設置する。 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。 取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。 休憩場所には手袋等の汚染された保護具を持ち込んではない。 皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないよう適切な保護具を着用する。 密閉された場所における作業には十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着けて作業すること。
	注意事項	発散した蒸気(粉じん)を吸い込まないようにする。 屋外での取扱いは、できるだけ風上から作業する。 温度が高くなると引火性があるので注意する。 火気のある所では取り扱わないこと。 40℃以上の所では取り扱わないこと。 30秒以上の連続使用をしないこと。 直射日光の当たる所や火気熱源の近くに置かないこと。 食品、人体に向けて使用しない。
	安全取扱注意事項	容器を転倒させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴な取扱いをしない。
	適切な保管条件	直射日光を避ける。 40℃以上の所や直射日光のあたる場所に保管しないこと。 火気熱源から遠ざける。 通気のよい場所で容器を密閉し冷暗所に保管する。 水分や湿気の多いところに保管すると容器が腐食されて破裂の恐れがあるので注意すること。 長期間の保管を避ける。
保管	安全な容器包装材料	特になし。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
1-ブタノール	25ppm	【最大許容濃度】 50ppm(150mg/m3)(皮)	TWA 20 ppm, STEL -
酢酸n-ブチル	150ppm	100ppm(475mg/m3)	TWA 50 ppm, STEL 150 ppm
ノナン(イソノナン,n-ノナン)	未設定	200ppm(1050mg/m3)	TWA 200 ppm, STEL -
酸化亜鉛	未設定	【暫定値】0.5mg/m3; 【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m3 総粉塵 4mg/m3	TWA 2 mg/m3(R), STEL 10 mg/m3(R)
ブタン	未設定	500ppm(1200mg/m3)	TWA -, STEL 1000 ppm (EX)

10. 安定性及び反応性			自己反応性なし 通常条件で安定 火気、酸化剤との接触 情報なし 燃焼等によりCO(一酸化炭素)、NO _x (窒素酸化物)、SO _x (硫黄酸化物)等が発生するおそれがある。
反応性			
化学的安定性			
避けるべき条件			
混触危険物質			
危険有害な分解生成物			
11. 有害性情報			
急性毒性	経口		急性毒性推定値が8815.8mg/kgのため区分に該当しないとした。
	経皮		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入		急性毒性推定値が14273.2mg/kgのため区分に該当しないとした。
			毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
			(気体) GHS定義による気体ではない。
			(蒸気) 急性毒性推定値が3200ppmのため区分4とした。
			(粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分に該当しないとした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性			毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性			区分2の成分合計が15%のため、区分2とした。
／眼刺激性			眼区分2A+眼区分2Bの成分合計が20%のため、区分2Aとした。
呼吸器感作性			データ不足のため分類できない。
皮膚感作性			危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
			毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖細胞変異原性			データ不足のため分類できない。
発がん性			データ不足のため分類できない。
生殖毒性			(生殖毒性) 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
			毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
			※区分2は0.99%含まれる。
			(生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)			区分2(中枢神経系)の成分が10%のため、区分2(中枢神経系)とした。
			区分3(麻酔作用)の成分合計が79%のため、区分3(麻酔作用)とした。
			区分3(気道刺激性)の成分合計が20%のため、区分3(気道刺激性)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)			区分1(聴覚器)の成分が5%のため、区分2(聴覚器)とした。
			区分1(中枢神経系)の成分が44%のため、区分1(中枢神経系)とした。
誤えん有害性			動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報			
水生環境有害性 短期(急性)			(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が199%のため、区分2とした。

水生環境有害性 長期
(慢性)
生態毒性
残留性・分解性
生体蓄積性
土壤中の移動性
オゾン層への有害性

(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が199%のため、区分2とした。
データなし
データなし
データなし
データなし
データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意
残余廃棄物

廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。
容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
排水処理、焼却装置等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。
廃棄物等を焼却処理する場合は、有毒ガス発生のおそれがあるため、適切な除去装置のある焼却炉を使用すること。
廃液は特別管理産業廃棄物に該当するため、特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意
国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Class	エアゾール 2.1
Packing Group	—
Marine Pollutant	applicable
Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Class	エアゾール 2.1
Packing Group	—
陸上規制	消防法の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール
クラス	2.1
容器等級	—
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール

国内規制

	クラス 等級	2.1 －
緊急時応急措置指針番号		126
15. 適用法令 労働安全衛生法		第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)		ノナン(政令番号:432)(1%-10%) ブタノール(政令番号:477)(1%-10%) ブタン(政令番号:482)(40%-50%) モリブデン及びその化合物(政令番号:603)(1%-10%) 酢酸ブチル(政令番号:181)(1%-10%) 酸化亜鉛(政令番号:188)(5%未満) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) モリブデン及びその化合物(政令番号:453)(6.0%)
化審法 消防法 水質汚濁防止法 大気汚染防止法		優先評価化学物質(法第2条第5項) 第4類 引火性液体 第二石油類(非水溶性) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法		個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示) 危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法		輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」 輸出貿易管理令別表第1の2項 輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
船舶安全法 航空法		高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1) 高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法		その他の危険物・高圧ガス(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法		車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法) 水道法		特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

下水道法

労働基準法

化学兵器禁止法

水質基準物質（法第12条の2第2項、施行令第9条の4）

疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）

有機化学物質（法第29条1、施行令第4条1）

16. その他の情報

参考文献

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム

「ezSDS」により作成。

その他

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。